

教育委員会定例会議事日程

平成30年8月1日(水)午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

受理番号 11~18、20~32、34~47 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第21号議案 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、「特別の教科 道徳」を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採択について

5 その他

平成30年8月1日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/24、25 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト

○7/27 平成30年度 第34回 学習デジタル教材コンクール 表彰式

(2) 報告事項

3 その他

郵便はがき

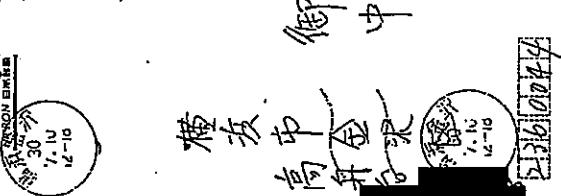
2310017

受理番号 //

郵便はがき
2310017

受理番号 /2

横 汐 市 中 区 港 町
御 中
横 汐 市 教 育 看 見 会



中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づかれ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、講談社あかつきは、採択しないでください。

どこに 日本教科書など戦争と競争
する教科書は採択しないで下さい。
16

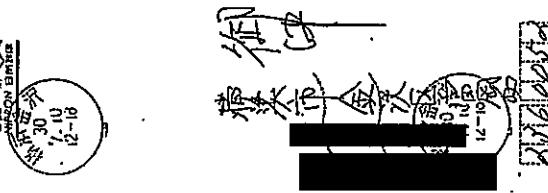
郵便はがき

郵便はがき
2310017

受理番号 /2

横 汐 市 中 区 港 町

横 汐 市 教 育 看 見 会



中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、講談社あかつきは、採択しないでください。

よ 級 で 付 け る 少 量 は な い と
個々 人 の 感 じ 方 で " 良 い
で は !"

郵便はがき

2310017

受理番号 14



横浜市中区港町 1/

横浜市教育委員会

御中

横浜市金沢区



236021

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。

子どもたちに特定の価値観を押し付けることのない

ように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

日本教科書は特に
問題があり(争争を美化して)
採択しないで下さい
道徳の教科書に点数は
いらな~~と思います

新日本人の会神奈川県本部 金沢支部 12-1 現

郵便はがき

2310017

受理番号 13

中区光町 1/

横浜市教育委員会

御中

金沢区塩木



236005

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないよう、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

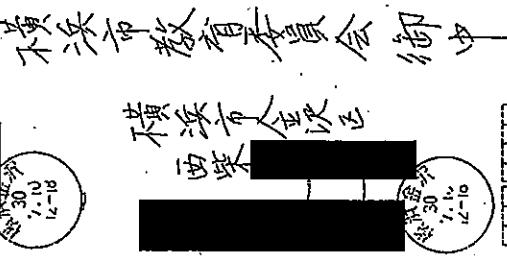
内心を評価するなんて、子ども達の
いの自由をどうにかしてもらいたい
ます。上記3種の教科書の
採択をしないで下さい！

新日本人の会神奈川県本部 金沢支部 12-1 現

郵便はがき

2310017

受理番号 15



郵便はがき

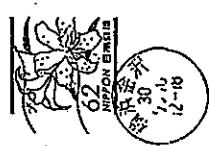
2310017

受理番号 15



郵便はがき
2310017

受理番号 16



横浜市教育委員会 御中
横浜市金沢区大通
2310017

郵便はがき
2310017

受理番号 17



横浜市教育委員会 御中
横浜市金沢区大通
2310017

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障することは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

道徳を教科として採点され
いるのに危惧します。
心の中を評価するヒカル
や教育にはると見えません。
自由な思想、线条に反して
いります。

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障することは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させろ日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

國へネオマモ押しこうなら教科書は
使わせないでください。
「日本教科書」は絶対に使わないで
下さいがよ!

郵便はがき

2310017

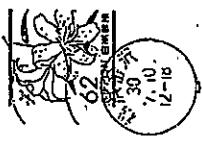
受理番号 /8



横浜市中央支局

横浜市教育委員会

横浜市金沢区役所



中学校道徳教科書選択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもたちの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

- 1、22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、慶應堂あかつきは、採択しないでください。

道徳では徳目を評価して「ひょうか」
身につけて「まなび」となる
アートで評価する

新日本婦人の会神奈川県本部企画支部 会本部

郵便はがき

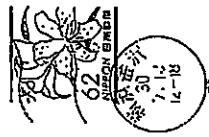
2310017

受理番号 /7

横浜市中区港町一

横浜市教育委員会

横浜市金沢区役所



中学校道徳教科書選択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもたちの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

- 1、22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、慶應堂あかつきは、採択しないでください。

道徳を評価することはおかしいです。
指導者領で評価方法で示しても側の心
に評価せず3のでいいから評価された子どもは、
自分の思いの心をどういふのかのでいいですか?
評価の結果や、思った事を、正面に発表してね
うでいいが、評価の意味がない、他人の思いに耳を傾
けた人間が育成できぬのでいいからです。
教科書、教材の評価もあります。教科書を買う了
じようには選定を思われるがゆえに、この教科書

新日本婦人の会神奈川県本部企画支部 会本部

横浜市教育委員会 教育長様

教育委員各位



2019年度使用中学校道徳教科書採択にあたっての要望書

2018年7月12日

横浜教科書採択連絡会

提出代表 佐藤 满喜子

横浜市中区尾上町 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

貴教育委員会の教育へのご尽力に敬意を表します。

現在、2019年度から使用される中学校道徳教科書の採択業務が進められていると存じます。

教科書展示会も最終盤となり、検定合格した中学校道徳8社の教科書の特徴が明らかになってきました。昨年の小学校道徳教科書と同様、多くの教科書が共通の教材を取り上げたり、似通った内容にみえるものの、読み比べると、教材の選択やその扱い方、記述の仕方にかなり問題点のある教科書と、子どもたちにとって重要なことを伝えようとしている教科書があることがわかります。

そこで私たちは次のことを要望いたします。

要望項目1、「道徳の教科化」にあたって懸念された問題点が顕著に現れている中学校教科書は採択しないでください。

<理由>

道徳の教科化については、教科を設けるための学問的根拠がないため、教科書の内容や、生徒に評価を付けることあるいは自己評価をさせることに対しての客観的・科学的な基準がありません。このため「国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」(日本弁護士連合会 2014年12月「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について(答申)』に対する意見書」、2015年3月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見」)などの懸念が、各分野の専門家や教育関係者から指摘されています。

昨年同様、今回採択の対象となっている中学校道徳教科書の中には、上記の懸念を抱かざるをえない教材や一面的な取り上げ方が特に著しい教科書があります。国は、「答えが一つではない課題に道徳的に向き合う『考え方、議論する道徳』」への転換のために、道徳の教科化を行うと説明してきました。ところが実際には、その目標に反するような価値観の押しつけや、学習指導要領の22の「内容項目(以下「徳目」)」について、生徒に自己評価をさせる教科書が登場したことに、保護者・市民として不安を感じております。

ます。

特に、題材ごとに該当する徳目を示したり、徳目ごとに自己評価を行なわせることは、多様な受け止め方や独自の意見を排除して、その徳目へ誘導することになります。これでは、戦前の教育と同じことになってしまいます。

要望項目2、学習指導要領の22の徳目について、その達成度を数値や段階で自己評価させている教科書は採択しないでください。

<理由>

文科省は、「道徳的諸価値」そのものについては、評価をもとめていません。その「理解」を「基に」学習活動がどうであったか、「見取る」ことを求めているに過ぎません（2016年7月「道徳教育に係る評価の在り方に関する専門家会議（報告）」）。

さらに「学習指導要領解説」は、「道徳」の評価について「児童・生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値による評価は行わないものとする」としています。

しかし以下のようないかだの形式で、徳目の達成度を、3～5段階で自己評価させている教科書が3社あります。

A社 徳目の理解度と行動を、4種類の組み合わせで4段階で自己評価

B社 別冊で22の徳目を、学期ごとに5段階で自己評価

C社 徳目に照らして題材ごとに、☆印1～3個で自己評価

子どもに対して徳目の理解度やその実践行動について達成度を数値評価させることは、学習指導要領の趣旨を無視しているとしか思えません。徳目を押しつけて思想・信条の自由を侵害するだけでなく、自分自身で22の徳目への評価を行わせる点で意見表明権をも押し込めていました。中学生ともなれば、どう記入すればいいのかの付度もするでしょう。

これら3社の教科書の題材や記述内容には、一面的な価値を押しつけるものが多いのも特徴です。教科書編集において、子どもたちの人権や多様な価値観への認識が薄いことが、数値で自己評価をさせる結果になったのではないでしょうか？ 検定の在り方に問題があるとしても、生徒が使用する場合に、付度や面従腹背を招くおそれのある教科書は、道徳教育で使用すべきではありません。

要望項目3、教科書の政治的公平性・中立性を損なう内容や、学問的、科学的根拠のない内容を掲載している教科書は採択しないでください。

<理由>

検定基準では、政治的な助長や営利企業の宣伝となるような扱いは禁じられています。前述のA社は、中学校道徳教科書で唯一、現役首相のホノルル演説（2016年12月27日）を掲載しています。記述に関連する内容として、また歴史的事実として必要性がないにも係わらず、あえて掲載するのは、政治的宣伝といわざるをえません。

またB社は、樹齢七千年といわれる「縄文杉」を題材にした椋鳩十の文中の「七千年と言ったら日本の歴史でいうと、神代の頃にあたるであろうか」を掲載しています。「神

「話の時代」という注はありますが、歴史学的には事実ではないだけに不適切というほかありません。道徳には、根拠となる科学的学問がないことの問題といえます。

要望項目4、地元に関連することが掲載されているということを採択の判断材料にしないでください。

<理由>

教科書会社の営業上の手法として、採択してほしい地区に関連する人物・題材や写真を掲載する、地区に関連する人物を著者に入れるなどが知られています。横浜市は、全国一の需要数があるため、教科書営業や、政治介入のターゲットになりやすい採択地区です。今回の中学校道徳教科書では、表紙に大採択地区の横浜市（みなとみらい地区）や名古屋市（名古屋城）の写真を掲載している社がありました。適正な営業活動は保障されるべきですが、採択はあくまで子どもや学校・地域の実態に最も相応しい編集・内容であるかどうかで判断してください。

※関連資料を添付します。

以上

郵便はがき

231-0017

受理番号 2



横浜市中区港町1の1

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕信也様

横浜市中区港町1の1

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕信也様

横浜市中区港町1の1



受理番号 22

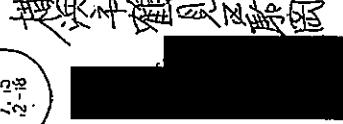
231-0017

横浜市中区港町1の1

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也様

横浜市中区港町1の1



231-0017

中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教諭において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、探査に對し以下のことを要請します。

1、22の「箇目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

人間の尊厳(じんげん)は誰(だれ)かが決める

事(こと)ではないから

「人も傷つける」「しことがいやない」

以外のことは自由(じゆゆう)だときめく。

行為(こうい)は自己(じこ)で決(すく)定(てい)するべきだ。

道徳が評価されない
ではいけないと思
います。もう一度、よくふ考
え下さい。

中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教諭において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、探査に對し以下のことを要請します。

1、22の「箇目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

道徳が評価されない
ではいけないと思
います。もう一度、よくふ考
え下さい。

受理番号 24



231-0017:

横浜市中区港町1の1
横浜市教育委員会
教育長 鯉渕信也様

鶴見区幸谷

230-0018

中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が探査されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

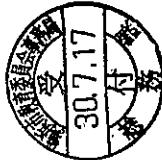
教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに既定の価値観を押し付けることのないように、探査に対し以下のことを要請します。

1. 22の「欄目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、探査しないでください。

道徳の教科化と評価すらしない
反対です。

新日本婦人の会神奈川県本部 関東支部ひこう班

受理番号 25



231-0017:

横浜市中区港町1の1
横浜市教育委員会
教育長 鯉渕信也様

横浜市鶴見区幸谷

230-0019

中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が探査されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに既定の価値観を押し付けることのないように、探査に対し以下のことを要請します。

1. 22の「欄目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、探査しないでください。

道徳の教科化は
反対です。

新日本婦人の会神奈川県本部 関東支部ひこう班

老氏は征

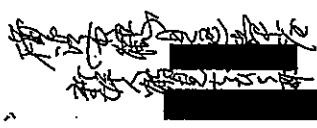
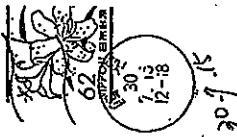
231-0017



横浜市中区港町1①

横濱市教育委員會

教育長 鯉湖信也様



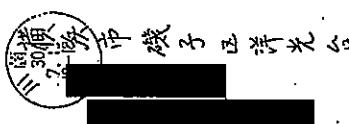
便は於書

22310017



中区港町一

順浜市役所教育委員會
留里 洲 信也 様



中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科だと位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあらわれ方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障する運営は思えません。

1、22の「特目」の達成度を子どもも自身に「自己評価」させると日本教科書、教育出版、麻渓堂あかね社は採用しないでください。

道徳は數値で「自己評価」

あるため、大変むづかしいです。

國の価値観を子供に押しつけようとする本に対する

新日本婦人の会神奈川県本部 孩子支部 洋光台 班

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸事を守るために活動している国連NGOの女性団体です。道場が特別な教科書と併置けられ、「今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を解説することが、心とともに豊かな成長を保障するとは思えません。」

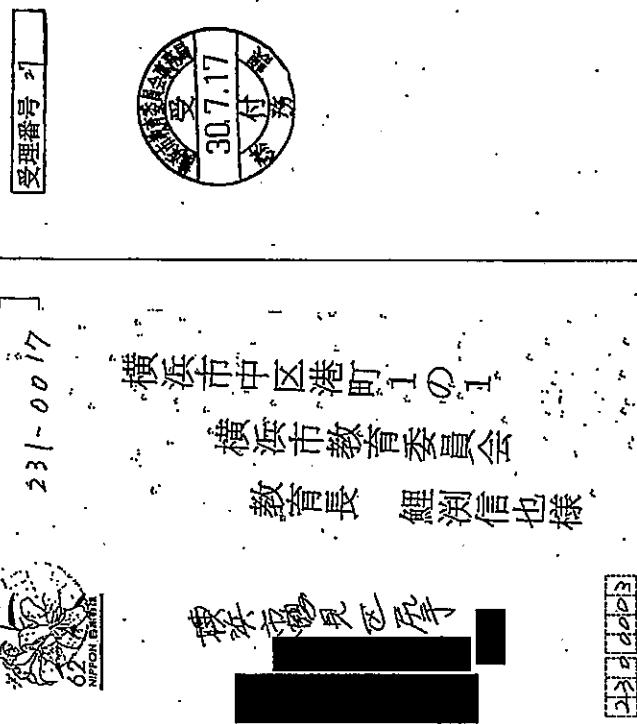
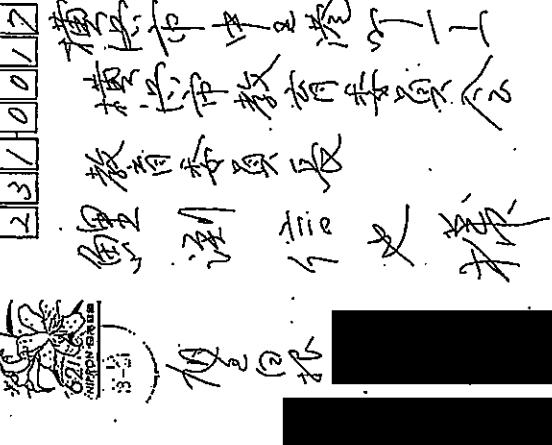
中学校道徳教科書採択について

1. 22の「緒目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、既存從あかつきは、採択しないでください。

道徳教育書 1-52
子供達の心の育成方針
新編第2版 1955年
児童文化

新日本婦人の会神奈川県本部

郵便はがき



受理番号 28

中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を斟酌することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、探査に於し以下のことを要請します。

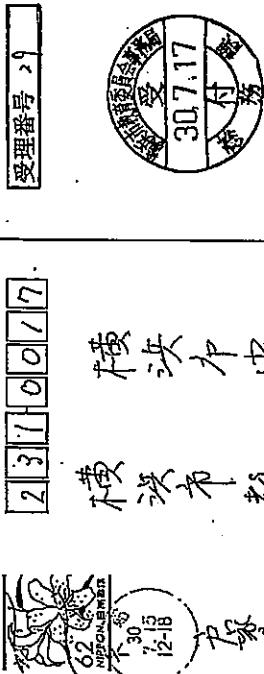
1. 22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択してください。

私たちも道徳教科書化には反対です。点数はつけられません。先生に何度も生徒ばかりに「だらしくです」と批評されたりします。絶対的に日本教科書教育出版、廣済堂あかつきの教科書は選ばないで下さい。

今度千葉から小学校で「新時代が教科書道徳」が教科としてスタートしました。中学校は来年から「道徳」の授業が始まります。8月に教科書の採択されますが、既定の価値観を押しつけることは決してありません。

新日本婦人の会神奈川県本部 支部会員会

郵便番号



横浜市中之港 [甲] 一 横浜市教育委員会 [甲]

2440001

中学校道徳教科書探査について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科だと位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されますが、子どもたちの心のあり方を評議するところが、心身ともに豊かが成長を保障する評議事項であります。

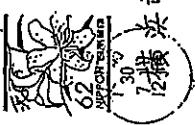
11、22の「億目」の達成度を子ども自身に「自己評価」とさせる日本教科書、教育出版、放課後あかつきは、採択しないでください。

（ア）合併の方法、（イ）新規設立の方法、（ウ）新規設立と合併の併用の方法がある。

新日本婦人の会神奈川県本部 支部 班級

卷之三

2	3	1	0	0	1	0
---	---	---	---	---	---	---



横浜市教育委員会 御中
港町一丁目 中区 横浜市

横浜市戸塚区南舞場

244

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、「今年は中学校教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特徴的な価値観を押し付けることのないように、説明に対し以下のことを要請します。

1、12の「筋目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本移科書・教育出版・販促会あかつきは、探査しないでください。

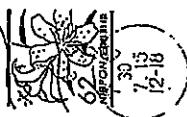
自分の意見をもつて
考へる子ほども
自分の意見をして下さい。
教育をして下さい。

新日本婦人の金神奈川県本部 戸塚支部 班



横浜市中区港町一
新横浜

横浜市教育委員会
御中



横浜市戸塚区保育園
[REDACTED]

245-0666

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。教科書は学校教育において極めて重要な教材です。

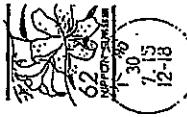
子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「憲目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。



横浜市中区港町一
新横浜

横浜市教育委員会
御中



戸塚区保育園
[REDACTED]

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。教科書は学校教育において極めて重要な教材です。

子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

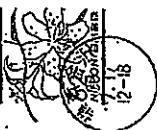
1. 22の「憲目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

22の「憲目」とは、すこい
愛國心の押しつけではなくそれが

郵便はがき

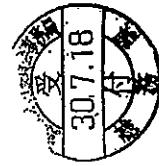
受理番号 34

2310010



横浜市中区港町一
横浜市教育委員会 御申

金沢正六郎(印)



中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、政治堂あかつきは、採択しないでください。

「も自身に評価させることなく、大人の顔色で付帯することにならざり思ひます。正解でいながら、「いい子な立場、孝心、尊厳、権利」を教えてあげよだにしきれいと思ひます。教科書はせきし、十分教材研究の時間と子供の成長を考慮します。よい教科書をがり願いします。」

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。

子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、政治堂あかつきは、採択しないでください。

中学校に道徳は必要です!
道徳の中味が何よりも思ひます。
考え方なども元より育てて下さい。

新日本婦人の会神奈川県本部

新日本婦人の会神奈川県本部 金沢支部

受理番号 36



横浜市中区港町1の1
横浜市教育委員会
教育長 鯉渕信也様

横浜市鶴見区佃町

231-0017
231-0018

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学敎教育において極めて重要な教材です。子どもたちに希望の価値を押し付けることのないように、採択に對し以下のことを要請します。

1. 22の「危目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、岩波堂あかつきは、採択しないでください。

2. 「危目」に挙げられたところから、
子供達が「おじいちゃん、お奶奶ちゃん」という言葉の
接頭が「おじいちゃん、お奶奶ちゃん」の
接頭を用意して下さい。
(「おじいちゃん、お奶奶ちゃん」が「おじいちゃん、お奶奶ちゃん」
が「おじいちゃん、お奶奶ちゃん」)

郵便はがき

231-0017

横浜市中区港町1の1

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也様

横浜市中区港町1の1

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也様

受理番号 A7



231-0017

横浜市中区港町1の1

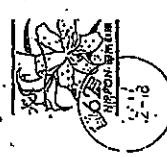
横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也様

横浜市中区港町1の1

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也様



中学校道徳教科書採択について

私たち新日本人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

道徳教科化は反対です。

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

道徳教科化は反対です。

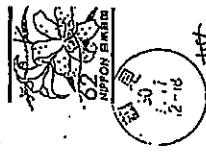
郵便法典

2.31-0017

横浜市中区港町1①

横浜市教育委員会

教育長 鯉湖信也様



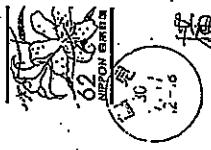
卷之三

231-0017

横浜市中区港町 1 の 1

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也様



中華書局影印

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあらわれを正面に見ることで、心身ともに豊かな成長を保証するところは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押しつけることのない、柔軟に対応できる教科書にしてほしいのです。

1、22の「德目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、放送会社につきは、採択しないでください。

道徳を教科化し、青年の道徳の本末の是非をはつきりと定め、人間の生権をはかります。人間の生存方法を掌握せしむる道徳本末の義理を明確にしておきたいです。

新日本婦人の会神奈川県本部 支部会員不妊

中学校道徳教科書掲載について
私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が絶対的な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心の育成に貢献する教科として、道徳をめぐる問題を改めて見直す機会としたいと思います。

アリカを評価するところが、心身共に豊かな成長を体験するとは思えません。教科書において極めて重要な教材です。学校教育において特定の価値観を押し付けることのないよう、採用に努め以下のこととを要請します。

1、22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、賀済造あかね

（二）本邦の宗教政策

新日本婦人の会神奈川県本部 支部会員登録

横浜市教育委員会 御中

受付番号 39



道徳教科書の採択についての要望書

要望項目 道徳教育にふさわしくない宣伝行為を行った発行者「日本教科書株式会社」の教科書は、採択しないでください

要望理由

文部科学省は、教科書発行会社に対して、検定期間中は宣伝活動を自粛すること、検定申請の有無や原稿本の内容についても公開しないことを求めています。しかし、現在、採択の対象となっている中学校道徳教科書の発行会社のうち、「日本教科書株式会社（以下「日本教科書」）」がこれらの規制に反した事実が判明したとの報道がありました（週刊金曜日 2018年6月29日号他）。

日本教科書は、2018年1月24日の教育再生首長会議（以下、「首長会議」）の会合において、日本教科書の顧問八木秀次氏と代表取締役社長武田義輝氏の連名で、「御案内」と「会社案内」という文書を市長宛に配布したことです。

情報公開請求によれば、「御案内」は、「市長が主催する総合教育会議では教科書採択の方針などについて議論することができるとされています。つきましては、弊社に関する資料を同封したので是非ご覧ください」と、総合教育会議で市長が積極的に教科書採択に関与することを求め、さらに「市長、教育長、教育委員の皆様に、直接ご説明の機会をおつくり頂きたく、ご検討賜りたい」とも述べているとのことです。

教育委員会制度の改変に関する通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（2014年7月17日）の「第四 総合教育会議について」の「2 留意事項」で文科省は、「3) 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこと 4) 一方、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものであること」としています。

たしかに「通知」は教科書採択について「協議」することは認めているものの、「御案内」は「協議」にとどまらず首長の権限を超えて教科書採択方針について「議論」し、そのために教科書発行者が「直接ご説明の機会」を設けることを要請し、「資料」まで配付しています。これは事実上、自社の教科書採択を有利にするための政治介入にほかなりません。

また「会社案内」では、「昨年4月に中学校の道徳教科書を文部科学省に検定申請いたしました」との文章や、教科書監修者の白木みどり氏の紹介・編集方針・特色などを掲載しています。

さらに昨年の首長会議の会合では、宣伝リーフレットを配付し、白木氏の講演会も行った

とのことです。

規制を無視し、このような不当な教科書営業活動を行った会社は、教科書会社として信頼できません。ましてや道徳教育の教科書発行者としては失格です。

そもそも首長会議は、育鷗社版中学校歴史・公民、日本教科書版道徳の教科書の著者であり、日本教科書の顧問でもあるハ木秀次氏が理事長を務め、育鷗社の採択拡大の活動をしていた日本教育再生機構（「再生機構」）が、全面的に関わって設立した団体です。事務局は実質的に再生機構が担っていました。また、日本教科書の設立当時の事務所も、再生機構に置かれていました。

さらに7月15日には、首長会議会員の首長たちが首長会議の会費等を公金で支出し、その資金の大半が再生機構に事務委託費として流れている事実が、新聞報道されました（2018年7月15日付沖縄タイムス、7月16日社説）。首長会議は、特定の教科書（育鷗社・日本教科書）に深く関わる団体（再生機構）を支援するために、トンネル団体として利用され、公金が流れているのではないかとの疑惑も浮上しています。

教科書採択の公平・公正を侵す宣伝活動や、首長との不明朗な関わりが疑われる発行会社の教科書は、採択から除外してください。

2018年7月19日

教科書採択の民主化を求める神奈川の会

要望書責任者 佐藤 幸義

連絡先 横浜市磯子区杉田 [REDACTED]

郵便はがき

2310017

受理番号 41



横浜市中区港町一
横浜市教育委員会

教育長 鮎津信也様

横浜市立中学校

2310016

郵便はがき

2310016

受理番号 40



横浜市中区港町一
横浜市教育委員会

教育長 鮎津信也様

横浜市立中学校

2310016

郵便はがき

2310017



横浜市中区港町一
横浜市教育委員会

教育長 鮎津信也様

横浜市立中学校

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

中学校の道徳教科書の審査会にて
行ななまされたが、物語の中で
よんだことを、自己評価式で、道徳
の教科書をつくることは、どうか
あるので、どうか? 上から押す
手のほうへ(さく)じます。

新日本婦人の会神奈川県本部 第二支部 おつかせ

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心身ともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に対し以下のことを要請します。

1. 22の「徳目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは、採択しないでください。

教科書の展示を見て行くけれど、
本を読んでも読みこなせない
のが多いし、本は読みこなせない
が多かったり、道徳は学習になら
ないと思います。道徳は学習になら
ないこれが一つ、教科書の中か
ら色に溶けていくのが気が付く

新日本婦人の会神奈川県本部 第二支部 おつかせ

郵便はがき

受理番号 46

231100017



横浜市中区港町 1
横浜市教育委員会
教育長 鯉淵信也 様
内 62
[REDACTED]

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心とともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に對し以下のことを要請します。

1、22の「條目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、政治堂あかつきは、採択しないでください。

教科書委員会へ572年1月
道徳の教科書でないちょうどエンゲル集
り本の感じしません。これまで心の準備
をする。できたらよくがいいです
よほどがんばるがいいがおり
(子育て)

受理番号 47

23110017



横浜市中区港町 1 の 1

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵信也 様

鯉淵 信也

[REDACTED]
23110017

中学校道徳教科書採択について

私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せを守るために活動している国連NGOの女性団体です。道徳が特別な教科と位置づけられ、今年は中学校の道徳教科書が採択されます。子どもたちの心のあり方を評価することが、心とともに豊かな成長を保障するとは思えません。

教科書は学校教育において極めて重要な教材です。子どもたちに特定の価値観を押し付けることのないように、採択に對し以下のことを要請します。

1、22の「條目」の達成度を子ども自身に「自己評価」させる日本教科書、教育出版、政治堂あかつきは、採択しないでください。

新価の対象へたるの下
かねこひではないで183か
かねさが絶対得のいく
選択をが頑い致います

教委第 21 号議案

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、「特別の教科 道徳」を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採択について

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、「特別の教科 道徳」を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「特別の教科 道徳」の教科書を採択する。

平成 30 年 8 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

平成 31 年度に使用する横浜市立の特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、「特別の教科 道徳」を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに平成 31～32 年度に使用する中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「特別の教科 道徳」の教科書を採択する。

1 採択する教科書

- (1) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成 31 年度に使用する教科書
- (2) 高等学校において平成 31 年度に使用する教科書
- (3) 小学校・義務教育学校前期課程において平成 31 年度に使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書
- (4) 中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成 31~32 年度に使用する「特別の教科 道徳」の教科書

2 参考資料

- (1) 平成 30 年度横浜市教科書採択の基本方針
- (2) 平成 30 年度教科書採択手順
- (3) 横浜市教科書取扱審議会条例

平成 30 年 5 月 11 日
横浜市教育委員会

平成30年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成 30 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 平成 30 年度は、次の教科書を採択する。

- ア 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において平成 31 年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く。）
- イ 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成 31 年度から平成 32 年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書
- ウ 高等学校において平成 31 年度に使用する教科書
- エ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成 31 年度に使用する教科書

なお、「特別の教科 道徳」の教科書を除き、中学校及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成 27 年度に採択した教科書を平成 31 年度まで継続使用する。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成 28 年度に採択した教科書を平成 31 年度まで継続使用する。

- (2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第 9 条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又

は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

- (2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づく学習活動に適したものであること。
- (3) 教科書として、内容の排列、分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされていること。

[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮詢する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 小学校において使用する教科書

ア 教科書

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成 26 年度採択時の資料を審議資料とする。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学 校附属中学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科書

ア 教科書（「特別の教科 道徳」）

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態等について十分に調査研究を行う。

(3) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び平成 31 年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるた

め、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮詢するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

【関係法令】 採択の観点(1)

- ・教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ・学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ・学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。
- ・「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜版学習指導要領」に基づく学習を展開するのに、よりふさわしい特色がある。

【横浜教育ビジョン2030及び第2期横浜市教育振興基本計画】 採択の観点(2)

- ・小中学校の学習の連続性を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・学ぶことや働くことの意義を理解し、家庭や地域との絆を大切にしながら、公共心や安全への意識を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ・ICT活用能力や情報リテラシー、情報モラルの育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、自ら進んで学習する態度の育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・問題解決的な学習を通して、考え、表現する力の育成を図るために、よりふさわしい特色がある。
- ・規範意識を高め、自他の生命を尊重する態度を育成し、豊かな感性や情操を養うために、よりふさわしい特色がある。

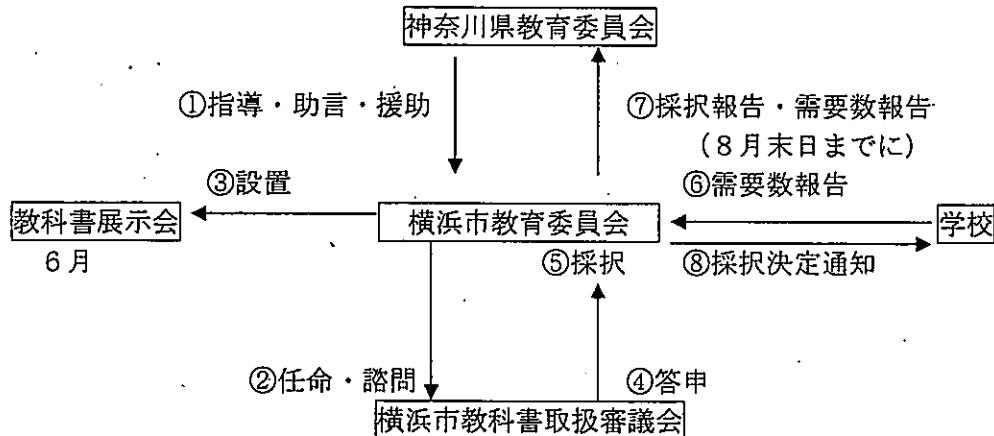
【体裁等】 採択の観点(3)

- ・内容の排列、分量、資料等の表現、ユニバーサルデザインなど、工夫がなされている。

平成 30 年度 教科書採択手順

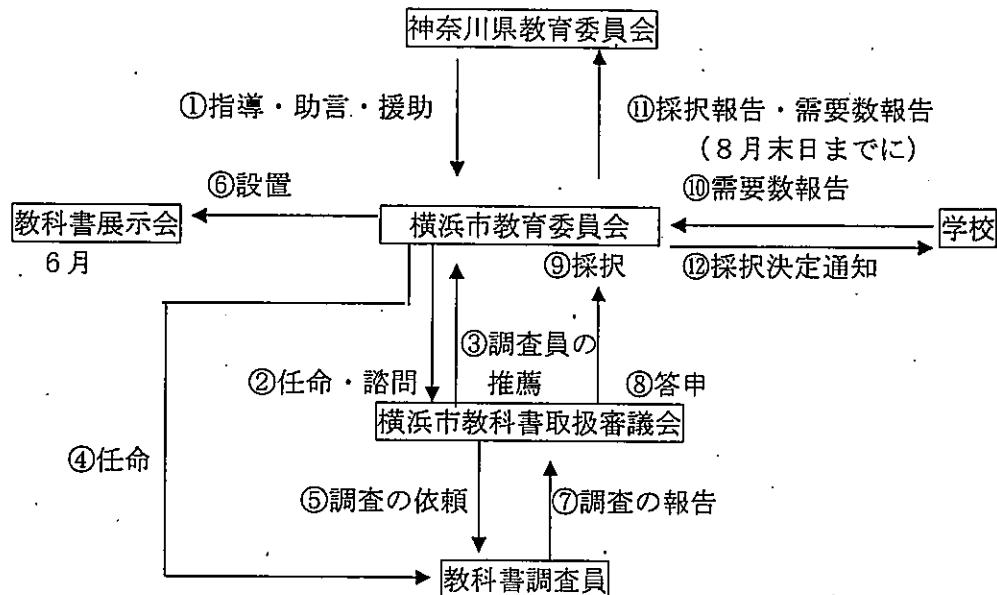
資料 2

＜小学校（「特別の教科 道徳」以外の教科）＞



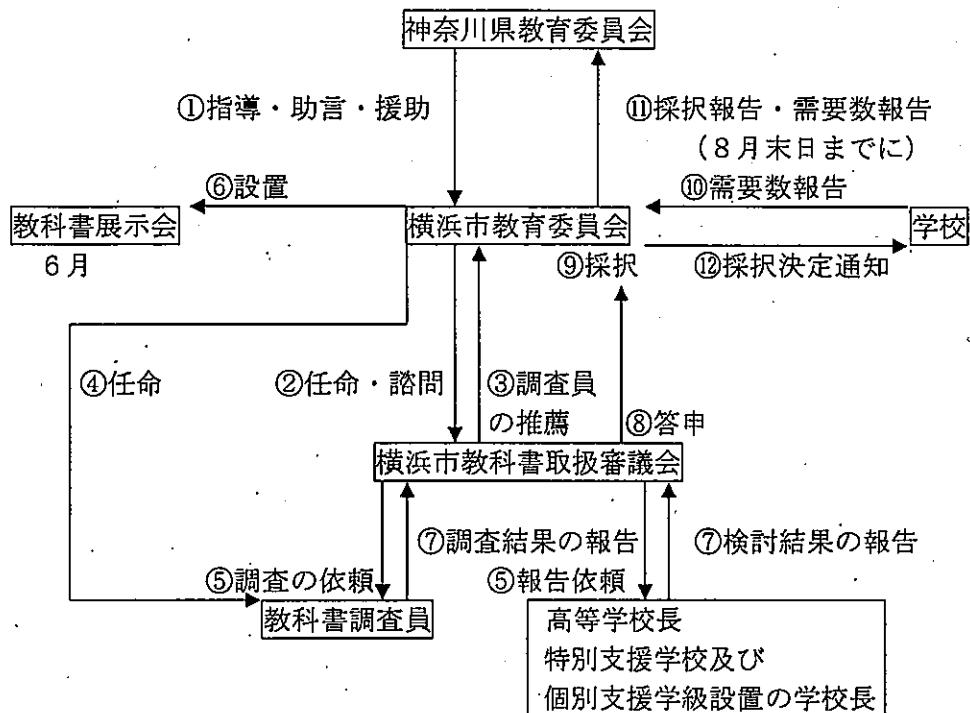
- ① 横浜市教育委員会（以下「市教委」）は、神奈川県教育委員会（以下「県教委」）の指導・助言・援助を受け採択を行います。
- ② 採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮詢します。
- ③ 市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。（平成30年度は市立18図書館で開催）
- ④ ⑤ 審議会は、平成26年度採択時の資料と小学校の児童の学習実態についての調査・研究を基に審議し、その結果を市教委に答申します。市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。
- ⑥ ⑦ 市教委は、各学校から来年度の教科書需要数報告を受け、県教委に採択結果・需要数を報告します。
- ⑧ 市教委は学校に採択結果を通知します。

<中学校（「特別の教科 道徳」）>



- ①横浜市教育委員会（以下「市教委」）は、神奈川県教育委員会（以下「県教委」）の指導・助言・援助を受け採択を行います。
- ②採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ③④審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ⑤審議会は教科書調査員に調査を依頼します。
- ⑥市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。（平成30年度は市立18図書館で開催）
- ⑦⑧⑨審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。
- ⑩⑪市教委は、各学校から来年度の教科書需要数報告を受け、県教委に採択結果・需要数を報告します。
- ⑫市教委は学校に採択結果を通知します。

＜高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用＞



- ①横浜市教育委員会（以下「市教委」）は、神奈川県教育委員会（以下「県教委」）の指導・助言・援助を受け採択を行います。
- ②採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ③④審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ⑤審議会は教科書調査員に調査を依頼します。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- ⑥市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。（平成30年度は市立18図書館で開催）
- ⑦⑧⑨審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。
- ⑩⑪市教委は、各学校から来年度の教科書需要数報告を受け、県教委に採択結果・需要数を報告します。 ⑫市教委は学校に採択結果を通知します。

制 定 昭和39年6月10日条例第71号
 最近改正 平成26年12月26日条例第79号

横浜市教科書取扱審議会条例をここに公布する。

横浜市教科書取扱審議会条例

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第21条第6号の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科書の取扱いについて適正を期すため、教育委員会の附属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立学校において使用する教科書の取扱いに関し必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が任命する。

(1) 校長及び教員	8人
(2) 教育委員会事務局職員	5人
(3) 学識経験のある者	3人
(4) 児童及び生徒の保護者	4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 審議会に、専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、審議会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。

3 調査員の任期は、そのつど教育委員会が定める。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

- 第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。
- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行う。

附 則 (昭和49年6月条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の横浜市教科書取扱審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。
3 この条例の施行後最初の横浜市教科書取扱審議会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年12月条例第79号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。